

令和2年9月30日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、国民年金法による障害基礎年金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

本件記録によれば、事案の概要は次のとおりである。

- 1 請求人は、統合失調症により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した（以下「本件請求」という。）。なお、裁定請求書には、初診日は平成〇年〇月〇日と記載されている。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、請求に係る統合失調症の初診日は平成〇年〇月〇日と判断され、その前日において後記「理由」欄第1の1記載の保険料納付要件を充足しない旨の理由により、障害基礎年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

（略）

理由

第1 問題点

- 1 障害基礎年金が支給されるためには、障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において、20歳未満であること、又は国民年金の被保険

者であるか若しくは国民年金の被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満である者であって、その初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、① 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が当該被保険者期間の3分の2を満たしていること、又は、② 当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間がないこと、のいずれかに該当していること（以下、この①及び②の要件を「保険料納付要件」という。）、そして、障害認定日又は裁定請求日におけるその傷病による障害の状態が、国民年金法施行令別表に定める程度（障害等級1級又は2級）に該当することが必要とされている。

- 2 請求人は、請求人の統合失調症に係る初診日（以下「本件初診日」という。）は、平成〇年〇月〇日である旨主張しており、本件の問題点は、この請求人の主張が認められるかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 請求人が、本件初診日を平成〇年〇月〇日とする根拠資料は、a 病院b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日付け受診状況等証明書（以下「本件証明書」という。）である。

本件証明書には、傷病名は「パニック障害」、発病は平成〇年〇月頃、発病から初診までの経過として、「将来の事を考えると不安が募り、考えが止まらず、過去の記憶が次々と頭の中で映像として浮かび、ついには頭が真っ白になる。寒気、震えを伴うという。道を歩いている時に、見られているのではないかといった被注察感があるなどを主訴に、平成〇年〇月〇日当院初診した。」と記載され、治療内容及び経過として、「覚醒剤等の使用は本人否定。対応は丁寧で礼儀正しい印象であった。不安が強いせいか気が小さい印象を受けた。話の内容は奇異なものはない

- 3 以上に基づき検討すると、平成〇年〇月〇日の本件受診時において、担当医師が、請求人に覚醒剤等の使用歴を尋ね、幻覚症状や被注察感を認め、祖父に来てもらい、入院も検討させていることからして、同医師は傷病名をパニック障害とはしているものの、統合失調症を疑っていたことがうかがわれる。上記2(1)のB診断書①記載の平成〇年以降の事情及び上記2(2)のB診断書②記載の受診中断後の事情も本件受診当時、既に請求人に統合失調症が発症していたことをうかがわせるものであり、保険者が指摘する上記2(4)の就労状況は、むしろ、請求人が本件受診後、継続的就労を困難とする状態にあったことの表れと見得るものである。これらの事情を勘案すると、平成〇年〇月〇日をもって本件初診日と認めるのが相当であり、この認定を覆すに足りる資料はない。
- 4 本件記録によれば、本件初診日が平成〇年〇月〇日であるとしたとき、その初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、保険料納付要件（当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が当該被保険者期間の3分の2を満たしていること）を充足していることが認められる。
- 5 以上の次第で、本件初診日を平成〇年〇月〇日であるとして障害基礎年金を支給しないとした原処分は、相当でないから取り消すこととし、改めて第一次的判断権を有する処分権者において障害の状態及び程度を認定の上、本件請求に対する処分をするのが相当である。
- よって、主文のとおり裁決する。